○国土交通省告示第四百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	新潟市西区木場字大南一二〇八番七	平成三十年三月二十日十時

○国土交通省告示第四百五十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	広島市安佐南区伴東町字道具畑一三七番三八から同市安佐南区伴東五丁目八〇四〇番三まで	平成三十年三月二十一日十五時
吹田山口線		

○国土交通省告示第四百五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

一　本部の変更

㈠　所在地の変更

変更前	東京都中央区新川一丁目16番3号
変更後	東京都中央区八丁堀一丁目9番7号

二　事業所の名称の変更

㈠　名称の変更

変更前	今治事務所
変更後	今治事業所

変更前	新居浜事業所
変更後	新居浜事務所

㈡　変更年月日　平成三十年二月十一日

○国土交通省告示第四百六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ムンバイ事務所チェンナイ出張所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	98-99 Luz Church Road, Mylapore, Chennai 600 004, INDIA
変更後	2nd Floor, Jayanthy Park, No. 43, Srinivas Nagar, Kandanchavadi, Chennai 600096, INDIA

㈡　変更年月日　平成三十年二月十五日

二　東京支部仙台事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番17号
変更後	宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番8号　第3青葉ビル9階

㈡　変更年月日　平成三十年二月二十六日

○国土交通省告示第四百六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件

堺事業所の変更

㈠　所在地の変更

変更前	大阪府高石市高師ノ浜一丁目1番26号
変更後	大阪府高石市羽衣五丁目13番14号

㈡　変更年月日　平成三十年三月五日

○国土交通省告示第四百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成三十年三月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

㈠　登録番号　十

㈡　登録講習実施機関の氏名又は名称　株式会社日建学院

㈢　登録講習実施機関の変更後の代表者の氏名　近藤　伸彦